

# ○江南丹羽環境管理組合環境美化センター設置条例

〔昭和44年3月3日〕  
条 例 第 2 号

改正 昭和57年3月31日 条例第1号  
平成3年10月15日 条例第2号

(設置)

**第1条** 江南市、丹羽郡扶桑町および丹羽郡大口町（以下「組合市町」という。）において収集する塵芥を衛生的に処理するため、組合環境美化センター（以下「環境美化センター」という。）を設置する。

(名称および位置)

**第2条** 環境美化センターの名称および位置は次のとおりとする。

名称 江南丹羽環境管理組合環境美化センター

位置 愛知県丹羽郡大口町河北一丁目131番地

(区域)

**第3条** 環境美化センターで処理する区域は、江南市、扶桑町、大口町の行政区域全域とする。

(業務)

**第4条** 環境美化センターは、江南市および扶桑町、大口町清掃条例ならびにこれに基づく規則の規定により委託または許可を受けた汚物取扱業者の収集する塵芥を衛生的に処理するものとする。

(委任)

**第5条** この条例施行について必要な事項は、管理者が定める。

**附 則**

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和57年3月31日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成3年10月15日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。